



2013年9月3日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

消費税の経過措置

所有権移転外ファイナンスリース

平成 26 年 4 月 1 日から消費税の税率 8% アップが予定されています。消費税の税率改正時において、いつも問題となるのは施行日前後の税率の適用関係です。

例えば、施行日前に契約したものについて、資産の引渡し又は役務の提供が施行日以後になる場合には新旧いずれの税率が適用されるのか、また、深夜営業の店舗売上等については、施行日の午前零時をもって新税率の切替が必要になるのか等種々の問題が生じます。

前者については、取引の特性に応じて経過措置規定を設け実務に混乱が生じないように配慮しています。

また、後者について言えば、新税率の切替の必要はなく、日々行われている売上レジの締め時間に合わせることで実務上問題ないとされています。

資産の貸付けに関する経過措置

経過措置は、取引の特性を概ね 11 類型に分けて規定が置かれていますが、事業者にとっては、主に、①工事の請負に関するもの、②資産の貸付けに関するもの、そして、③役務の提供に関する経過措置について留意が必要かと思われます。

特に、資産の貸付けに関する経過措置については、再度、その内容を確認する必要があ

ります。と、いうのも所有権移転外ファイナンスリース取引（以下「ファイナンスリース」）は、平成 9 年時の税率アップの際には資産の貸付として、経過措置の適用がありました。

しかし、平成 19 年度の税制改正で平成 20 年 4 月 1 日以後契約のファイナンスリース取引については、リース資産の引渡しがあった時に当該資産の売買があったものとして処理することになりました。この改正により、ファイナンスリースは、今回の資産の貸付に係る経過措置の対象外となっていますので、施行日前の目的物の引渡しがされているものについては、施行日前に行われた資産の譲渡とて旧税率が適用されることとなります。

仕入税額控除と会計処理

リース資産については、本来、リース資産の引渡しを受けた日に資産の譲受があったものとして、仕入税額控除の計算をします。

しかし、賃借人が賃貸借処理をしている場合については、そのリース料の支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理、いわゆる分割控除も認められています。従前通りの取扱です。



リース契約には、ちょっと注意だね！